

規制の事前評価書

政策の名称	職場における化学物質管理のあり方の見直し	担当部局名	労働基準局安全衛生部 化学物質対策課	作成責任者名	化学物質対策課長 森戸 和美	評価実施時期	平成26年1月
法令案等の名称・関連条項	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に条項を新設する予定です。						
規制の目的、内容及び必要性等	印刷事業場において印刷機の洗浄作業等に従事する労働者が集団で胆管がんを発症する事案が発生しており、当該事業場では化学物質を使用する業務における危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)が適切に実施されていませんでした。この事案以外にも、化学物質に起因する健康障害が発生した事案のうち、リスクアセスメントが未実施又は不適切であったものが少なくありません。そこで、人に対する一定の危険性・有害性が明らかになっている化学物質については、起こりうる労働災害を未然に防ぐために、事業者がリスクアセスメントを実施し、リスクに基づく必要な措置を検討・実施するような仕組みを設ける必要があります。現行では、法第28条の2により、リスクアセスメントを行うことが事業者の努力義務とされていますが、このうち一定の危険性・有害性が明らかになっている化学物質のリスクアセスメントについては、事業者の義務とします。						
想定される代替案	一定の危険有害性が明らかになった化学物質について、国が一つ一つ化学物質自体の危険有害性と作業におけるばく露の実態から健康障害等のリスクを評価し、個別の化学物質及び作業ごとに、リスクに応じた措置を法令で規定していきます。 ※化学物質を使用する作業のうち、特にリスクが高いものについては、現在も、国が個別にリスクを評価し、必要な措置を法令において規定していますが、この点については本改正により変更されるものではありません。						
規制の費用	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づく措置を講じるための費用等は事業者の負担となります。	義務づけられた措置を講ずるための費用は、事業者の負担となります。					
2 行政費用	事業者に対して制度の改正を周知する費用が発生します。 また、特に中小規模事業場など、リスクアセスメントの実施について知見を有する者を十分に確保できないおそれがある事業場においても適切にリスクアセスメントを実施できるようにするために、国が事業者のリスクアセスメントの実施を支援(簡易にリスクアセスメントを実施できるようにするためのツールを開発し、Webサイトやパンフレット等の媒体を通じて周知・普及させる等)することが必要となることから、こうした支援を実施するための費用が発生します。	国が化学物質・作業ごとにリスクを評価(化学物質の有害性の調査、ばく露実態調査、動物試験等)し、その評価結果に応じた法令改正を事業者に対して周知することが必要になります。 一定の危険有害性が明らかになった化学物質について網羅的にリスク評価を行い、それに基づいた制度改正と周知が必要となることから、膨大な費用と時間を要します。					
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものと考えられます。	その他の社会的費用は発生しないものと考えられます。					
規制の便益	便益の要素	代替案の場合					
	化学物質を取り扱う事業者が自らリスクアセスメントを行うことで、事業者が取り扱う化学物質のリスクを認識し、当該リスクに応じた必要な措置を自律的に検討・実施することにより、化学物質による労働者の危険又は健康障害の防止に資することとなります。	個別の化学物質・作業ごとに危険・健康障害防止措置が事業者に義務づけられるため、化学物質による労働者の危険又は健康障害の防止に資することとなります。					
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	事業場において、取り扱われる化学物質のリスクに応じた危険・健康障害防止措置が講じられることになることには違いはありません。しかし、これまでに一定の危険有害性が明らかになっている化学物質は約640物質あるところ、代替案のように、国が一つ一つ化学物質自体の危険有害性と作業によるばく露の実態からリスクを評価し、リスクに応じた適切な措置を個別の化学物質及び作業ごとに法令で規定し、それを周知するためには、膨大な費用と時間を要します。これは新設案の費用を遙かに上回るものと考えられます。さらに、代替案の場合には、化学物質及び作業についてリスクを評価し、法令で事業者が講ずべき措置を規定するまでは、事業者が当該化学物質の危険性や有害性を把握することができたとしても、適切な健康障害防止措置が講じられないおそれがあります。一方で、新設案であれば、事業者が安全データシート等の情報を元にリスクを評価し、自主的に適切な措置を講ずることとなるため、代替案に比べて、速やかにリスクに対処することができます。したがって、新設案の方が、代替案より望ましいものと考えられます。						
有識者の見解その他関連事項	労働政策審議会建議「今後の労働安全衛生対策について」(平成25年12月24日)において以下のとおり報告されています。 1 化学物質管理のあり方 ア 日本産業衛生学会等が許容濃度等を勧告するなど人に対する一定の危険性・有害性が明らかになっている化学物質(例えば、労働安全衛生法第57条の2に基づき安全データシート(SDS)の交付が譲渡者又は提供者に義務づけられている化学物質)を事業者が新規に採用する場合等において、事業者がリスクアセスメントを実施させることが適当である。 イ リスクアセスメントに基づく措置が適切かつ着実に実施されるようにするため、事業者が実施したリスクアセスメントの結果について、備え付ける等により労働者に周知されるようにするべきである。						
レビューを行う時期又は条件	改正法案の附則において、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされています。						